

尖閣諸島周辺海域への中国軍艦等の接続水域入域に関する要請決議

日本政府は、尖閣諸島を法的根拠に基づき、明治28年1月14日に我が国の領土として編入することを閣議決定した。以来、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、石垣市の行政区域であることは紛れもない事実であります。

去る、6月9日中国海軍の艦艇1隻とロシア軍艦3隻が、尖閣諸島北東の接続水域を航行した。海軍艦艇が接続水域に入るのは初めてで、これを受けて外務省は駐日中国大使に対し、重大な懸念を表明するとともに即日抗議し、政府は官邸危機管理センターに「中国海軍艦艇の動向に関する情報連絡室」を設置しました。

尖閣諸島を行政区とする本市の市民は「怖さを感じる、政府がしっかり対応しなくてはいつまでも同じことの繰り返しだ」と話し、また地元漁師は「軍艦の出現の事態は重大だ、国は防衛上の対応を取り、漁師の安全を守ってほしい」と対応を求めており、石垣市民はもとより沖縄県民も大きなショックを受け、特に漁業者においては安全操業の確保に不安を抱いております。

よって、沖縄県におきましては、政府に対して漁業者の安全操業の確保等、我が国の領土、領海を守る取り組みの強化を働きかけて頂きますよう強く要請します。

以上、決議する。

平成28年6月20日

石垣市議会

あて先 沖縄県知事、沖縄県議会議長